

門真市公共施設予約システム（スポーツ施設）利用案内について

平成29年10月1日改訂

①門真市公共施設予約システムとは

○この施設予約システムは、インターネットに接続したパソコンから、施設の空き情報の照会や、使用の予約などができるシステムです。

②インターネットを利用して申込ができる時間帯

○午前5時から翌日午前2時（午前2時～午前5時まではシステムの日時処理・バックアップ・ウィルス対策として休止）

ただし、

毎月16日は午前5時から午後12時まで、17日は午前9時から翌日午前2時まで

毎月25日の午前0時から午前5時まで定期メンテナンスにより一時停止する場合あり

12月30日の午前0時から翌年1月4日の午前9時まで年末年始に伴う停止

③市民向けパソコン設置について

○パソコンをお持ちでない方、操作方法が分からない方は、以下の窓口でも端末を設置していますので、ご利用ください。

- ☆ 門真市教育委員会事務局教育部社会教育課（市役所本館2階）
- ☆ 門真市立総合体育館（1階受付横）
- ☆ 門真市立門真市民プラザ体育館管理人室（体育館1階）
- ☆ 門真市立テニスコート管理棟
- ☆ 門真市まちづくり部土木課（市役所別館2階）

④使用可能施設

1. 門真市立門真市民プラザ体育館・グラウンド
2. 門真市立青少年運動広場・門真市立テニスコート
3. 門真市立中学校グラウンド
4. 門真市立旧第六中学校運動広場

5. 旧門真市立北小学校体育施設（体育館・運動場）

6. 門真市立総合体育館

7. 北打越公園グラウンド

8. 四宮公園グラウンド

※北打越公園及び四宮公園グラウンド使用については、別途土木課にて使用者登録が必要です。

⑤使用者登録とは

○施設予約システムを使って抽選申込みや予約などを行うためには、あらかじめ使用者登録（無料）が必要です。登録は、社会教育課の窓口で受け付けます。ただし、市立総合体育館のみの使用者登録は市立総合体育館1階受付で、市立門真市民プラザ体育館・グラウンドのみの使用者登録は、市立門真市民プラザ体育館1階管理人室の窓口で、市立テニスコートの使用者登録は、テニスコート管理棟の窓口で、北打越公園グラウンド及び四宮公園グラウンドの使用者登録は、土木課窓口で受け付けます。

⑥使用者登録の方法

○登録申請書は、各施設窓口または市ホームページでも入手できます。

※市立テニスコートの登録申請書は、テニスコート管理棟にて入手できます。

※北打越公園グラウンド及び四宮公園グラウンドの登録申請書は、土木課窓口にて入手できます。

①門真市社会体育施設使用団体・個人登録申請書（新規・更新）

②予算・決算書

③活動計画・報告書

④会員名簿

※市立テニスコートの使用者登録は、会員名簿の提出は必要ありません。

※北打越公園及び四宮公園グラウンド使用者登録申請は、門真市立北打越公園及び四宮公園グラウンド使用団体・個人登録申請書（新規・更新）に、上記③・④を添付してください。②予算・決算書は必要ありません。

○システムを使用する際に必要な、暗証番号をあらかじめ決めておいてください。

[暗証番号] 4桁～12桁の任意の数字

○パソコンのメールアドレスを任意で登録いただくと抽選結果等を受け取ることができます。

○登録されましたら、登録番号と登録者名を記載した登録カードを交付します。

[登録カード] 予約（使用許可）申請時や施設使用時にご持参ください。

○登録カードの交付は、社会教育課の窓口にて交付します。ただし、市立門真市民プラザ体育館・グラウンドのみの利用については、市立門真市民プラザ体育館1階管理人室にて、市立テニスコートについては、テニスコート管理棟にて、北打越公園及び四宮公園のグラウンドについては、土木課の窓口にて交付します。

※市立テニスコートの個人登録申請時には、

- ・3ヶ月以内に撮影した写真（縦3cm・横2cmの大きさのもので、肩から上が大きく写っているもの2枚）が必要です。
- ・本人の身分を証明するもの（運転免許証、パスポート、健康保険証など）が必要です。また、在勤の方で登録される方は、在勤証明証、社員証などが必要です。

※使用者登録は登録申請書を提出した日に行うことができます。

※登録カードと暗証番号は本人を確認し、システムの不正使用を防ぐために必要なものです。大切に管理してください。

※登録する情報の字体が、システムで取り扱い困難な文字である場合、システムに登録、表示、印刷される字体は、システムの標準文字になります。

⑦登録の種別と要件

○市内団体（個人）登録の要件は次のとおりです。

①申請者が高校生以上であること

※中学生以下については、保護者同意のうえ、代表者の項目欄に保護者の名前をご記入ください。

②構成員が5名以上であり、かつ競技種目必要人数以上であること

競技種目必要人数（例）

（野球・・・9人、サッカー・・・11人、バレーボール・・・6人など）

※市立テニスコートは個人登録に限定

※北打越公園及び四宮公園のグラウンド使用については、学童（小学生）以下に限定

③構成員の過半数が門真市在住・在勤・在学 【例 10人の構成であれば6人以上】

④営利・宗教などの目的とした活動でないこと

⑤暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

○市内団体登録の要件に外れる場合でも次のような登録ができます。

小団体登録（4名以下の登録）：市内団体要件②の要件に外れる場合

※ただし、次のような制限があります。

①抽選には参加できません。

市外団体（個人）登録：市内団体要件③の要件に外れる場合

※ただし、次のような制限があります。

①市民プラザ体育館、総合体育館及び市立テニスコートのみ使用可能

②抽選には参加できません。

③使用予定日の前月の17日からの申込みとなります。

○偽りや不正な申請、登録と認めたときは、登録を拒否し、抹消することがあります。

⑧登録の変更など

○登録内容（代表者、住所、電話番号、構成人数など）に変更が生じたときは速やかに登録した施設の窓口にて登録カード持参のうえ、手続きをしてください。

○登録情報の内、暗証番号、Eメールアドレス、希望通知の種類についてはシステム上で登録者にて変更することができます。

○登録カードを破損、紛失したときは、登録カードを再交付しますので、登録した窓口にて手続きをしてください。

※紛失等で不正使用されるおそれのあるときは、既存の登録を抹消し、新規登録の手続きになります。

⑨使用申込期間と申込回数

施設名	項目	抽選申込日	抽選日	当選確認期間	随時申込
市民プラザ体育館 市民プラザグラウンド 青少年運動広場 旧第六中学校運動広場 総合体育館		使用日の 前々月の1 日～7日	使用日の 前々月の 8、9日	使用日の前々 月の10日～16 日	使用日の前々月 の17日～使用日 の前日
中学校グラウンド 北打越公園グラウンド 四宮公園グラウンド		使用日の前 月の1日～ 7日	使用日の 前月の8、 9日	使用日の前月 の10日～16日	使用日の前月の 17日～使用10日 前
旧北小学校体育施設		使用日の前 月の1日～ 7日	使用日の 前月の8、 9日	使用日の前月 の10日～16日	使用日の前月の 17日～使用日の 7日前

○使用キャンセル

使用取消期間	使用料金
使用日の10日前まで	徴収しません
使用日の9日前から	徴収します

※施設によりキャンセル徴収料金が異なりますので、詳しくは各施設にお問合せください。

○申込回数の制限

予約できる区分は、各時間帯をそれぞれ1区分とします。各施設における各区分の時間帯は次の表のとおりです。1日の間に区分を連続して2区分または3区分を申込みされると2件または3件と計算されます。

(例) 1区分2時間の市民プラザグラウンド場合

9時から11時の申込み→1件と計算されます。

9時から13時の申込み→2件と計算されます。

○抽選申込可能件数と予約可能件数

抽選申込を行うことのできる最大の件数や予約できる最大の件数は、次の表のとおりです。予約可能件数には、抽選に当選し、予約することができた件数を含みます。

例えば、市民プラザグラウンドで5件の抽選申込を行い、2件当選申請した場合、随時申込により8件の予約を行うことができます。

施設名 / 項目	抽選申込可能件数	予約可能件数	各区分の時間帯
市民プラザグラウンド 青少年運動広場 中学校グラウンド 旧第六中学校運動広場	5件	10件	原則2時間
市民プラザ体育室	10件	20件	9時00分～12時00分 12時00分～15時00分 15時00分～18時00分 18時00分～21時00分 ※全面・半面申込可能（全面又は半面で申込まれても各時間帯をそれぞれ1区分とします）
市民プラザ 剣道場・柔道場・相撲場	5件	10件	9時00分～12時00分 12時00分～15時00分 15時00分～18時00分 18時00分～21時00分

施設名 / 項目	抽選申込 可能件数	予約可能 件数	各区分の時間帯
旧北小学校体育施設 (体育館)	5 件	10件	9 時00分～13時00分 13時00分～17時00分 17時00分～21時00分
旧北小学校体育施設 (グラウンド)	5 件	10件	3 月、4 月及び9 月 9 時00分～13時00分 (4 時間) 13時00分～18時00分 (5 時間) 5 月から8 月 9 時00分～13時00分 (4 時間) 13時00分～19時00分 (6 時間) それ以外の月 9 時00分～13時00分 (4 時間) 13時00分～17時00分 (4 時間)
テニスコート	7 件	14件	1 コート 2 時間

施設名 / 項目	抽選申込 可能件数	予約可能 件数	各区分の時間帯
総合体育館 メインアリーナ・サブアリーナ・多目的スタジオ	10件	20件	9時00分～12時00分 12時00分～15時00分 15時00分～18時00分 18時00分～21時00分 ※全面・半面・(メインアリーナは1/3面も) 申込可能 (全面又は半面もしくは1/3面で申込まれても各時間帯をそれぞれ1区分とします) ただし、2/3面については2区分となります。
総合体育館 会議室1・会議室2・クラブハウス・武道場(剣道場・柔道場)・研修室	5件	10件	9時00分～12時00分 12時00分～15時00分 15時00分～18時00分 18時00分～21時00分
北打越公園グラウンド 四宮公園グラウンド	5件	5件	○夏季(6月～9月) 7時00分～10時00分 10時00分～12時00分 12時00分～14時00分 14時00分～16時00分 16時00分～18時00分 ○冬季(10月～5月) 8時00分～10時00分 10時00分～12時00分 12時00分～14時00分 ☆14時00分～17時00分 ※全面申込のみ ※☆はグラウンドの後片付け含む。

- 注) ①市民プラザグラウンドの3月、4月及び9月の平日は、午前9時から正午までの3時間を1区分とする。
②市民プラザグラウンドの1月、2月及び10月から12月の土日祝は、午前8時から午前11時までの3時間を1区分とする。
③青少年運動広場の1月から4月まで及び9月から12月までの土日祝は、午前8時から午前11時までの3時間を1区分とする。

※小団体（4名以下の登録）及び市外団体（個人）は、抽選には参加できません。

※市外団体の随時申込は、使用日の前月の17日から。

※当選確認期間中に、必ずシステムにて抽選照会確定処理を行って下さい。

当選されても確定処理を行わない場合は、権利が自動的に消滅します。

⑩施設の使用について

○予約システムを利用して申込み等の手続きを行うため、許可書等の交付は省略されますので、施設利用にあたっては登録カードを管理人に提示してください。ただし、中学校、北打越公園、四宮公園のグラウンドは許可書の交付をしますので、システムから予約して申請書を社会教育課（中学校グラウンド）又は土木課（北打越・四宮グラウンド）へ提出してください。

⑪口座振替の申込み

○窓口まで使用料を納めに来る必要がなくなります。

- ・ 口座振替が利用できる施設
門真市立旧第六中学校運動広場
- ・ 取扱銀行
三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行
ゆうちょ銀行 関西アーバン銀行
大阪シティ信用金庫 北おおさか信用金庫
- ・ 申込用紙は、各施設の窓口にて配布
- ・ 使用した月の翌月、20日に引き落としされます。